令和4年度市民まちづくり活動促進テーブル

第2回本部委員会

会 議 録

日 時:2022年12月22日(木)午後2時開会 場 所:札幌エルプラザ 2階 会議室1・2

1. 開 会

○事務局(木村市民活動促進係長) 本日は、お忙しいところをお集まりいただき、誠に ありがとうございます。

時間が早いのですけれども、これから始めさせていただきたいと思います。

令和4年度市民まちづくり活動促進テーブル第2回本部委員会を開催いたします。

本日は、吉岡委員が欠席となっております。吉岡委員からご自身の決議等は倉知委員長 に委任したいという連絡を受けていることをご報告いたします。

なお、札幌市市民まちづくり活動促進テーブル規則第5条第3項に促進テーブルは委員 の過半数が出席しなければ会議を開くことができない旨の規定がありますが、本日は過半 数以上の委員の出席がありますので、会議が開催できることをご報告いたします。

では、会議を始めるに当たり、市民活動促進担当課長の大島からご挨拶をさせていただきます。

○大島市民活動促進担当課長 市民活動促進担当課長の大島でございます。

皆様、本日は、年末の何かとお忙しいところ、お集まりをいただきまして、どうもありがとうございます。

本日、委員の皆様にご審議いただきたい内容ですが、大きく三つの議題がございます。 一つは、さぽーとほっと基金についてです。

皆様には、10月、11月と各部会で議論を重ねていただいた内容ですけれども、令和 5年度に向けて、どの部分を修正し、令和5年度前期の募集を開始していくかの方向性を 決めたいと思っております。

二つ目は、例年、こちらの会議で行っていることですけれども、市民まちづくり活動促進基本計画の令和3年度の取組結果と令和4年度の現在までの取組状況についてご報告をさせていただきますので、皆様からは今後に向けてご意見を頂戴いたしたいと考えております。

三つ目は、この会議の来年度に向けての検討の進め方とスケジュールなどについてです。 令和5年度には次の市民まちづくり活動促進基本計画を定めてまいりますが、その方向性 や目指すべき目標などを皆さんに議論していただくことになります。あわせて、さぽーと ほっと基金についてもより大きな目で制度的な見直しが必要な部分のご検討をいただきた いと考えておりまして、現時点での案ではございますが、スケジュールの大枠についてを 皆様と共有いたしたいと考えております。

お手元に大量に資料をお配りさせていただきましたし、内容も多岐にわたりますけれど も、どうぞ忌憚のないご意見を頂戴したいことをお願いいたしまして、簡単ではあります が、私の開会の挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

○事務局(木村市民活動促進係長) 大島課長、ありがとうございました。

本日のこの会議は公開で行われており、後ろの傍聴席に市民の方や取材のマスコミの方

がいらっしゃることもあります。また、この会議の内容は、後日、札幌市のホームページ に会議録として掲載することとなります。そのため、各席に録音するための機器を接続し たマイクを置かせていただいておりますので、発言される際はマイクを使うようお願いい たします。

では、皆様のお手元にお配りした資料の確認をさせていただきます。

膨大で申し訳ありませんけれども、まず、皆様のお手元の左に置かせていただいた資料の確認ですが、次第となります。その次に、座席表、委員名簿、さぽーとほっと基金の参考資料となりますが、前期助成事業を募集したときの募集要領、新型コロナウイルス感染症対策市民活動助成事業、そして、審査部会の皆様にはさぽーとほっと基金の令和3年度年報を配付させていただいております。事業検討部会の皆様には前回の会議のときにお配りしたので、今日は置かせていただいておりません。

次に、説明資料ですが、まず、資料1のさぽーとほっと基金の概要と制度見直しについてというA3判横のものです。資料2-1のさぽーとほっと基金の課題及び見直し案という水色の色をつけているものです。資料2-2のさぽーとほっと基金の課題(短期的な課題解決が難しいもの)及び現時点で考えられる解決策案というものです。資料3の令和5年度さぽーとほっと基金助成事業の前期公募についてです。資料4という記載をし忘れていますが、第3期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画概要版です。資料5の第3期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画です。資料6の次期基本計画策定・さぽーとほっと基金見直しに向けた促進テーブル開催スケジュール(案)というA3判縦のものです。

お手元に資料がない方はいらっしゃいますでしょうか。

ここからは議題に入りますので、進行は倉知委員長にお願いしたいと思います。

倉知委員長、よろしくお願いいたします。

2. 議事

○ 倉知委員長 本日は、少し時間がかかる会議になると思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題(1)のさぽーとほっと基金の令和5年度に向けた見直し及び前期募集 についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(木村市民活動促進係長) お手元の資料1のさぽーとほっと基金の概要と制度 見直しについてをご覧ください。

この資料は、先日の事業検討部会のときに配付したものを若干修正したものです。項目 番号の1と2、資料の左半分の部分については皆様もご存じだと思いますので、本日は説 明を省略させていただきます。

項目番号3のさぽーとほっと基金見直しの経緯についてです。

基金運用開始後10年以上が経過し、市内の市民まちづくり活動の状況は変化しており、また、コロナ禍を契機として、活動内容や実施方法の変化も多く見られる状況となりました。助成団体から当課に寄せられたご意見も参考にしながら、5年ほど前からより使い勝手のいい制度にすることを念頭に見直しをしてきたところです。

このたびの見直しに当たっては、審査部会の委員の皆様から意見をいただくとともに、 新型コロナウイルス感染症対策活動団体支援協議会によるアンケート調査を基に、同協議 会の構成員である北海道NPOサポートセンターから見直しの提案を受けています。

項目番号の4から6については、事業検討部会の資料として公開したものを事前にご覧いただくことをお願いしており、本日は、資料を用いての詳細な説明は省略させていただき、ポイントのみおさらいさせていただきますので、ご了承願います。

項目番号4の審査部会から聴取した意見についてです。

1点目が報償費や労務費、備品費等、対象経費の取扱いの見直し(基準の明確化)、2 点目が申請や報告の提出書類等、申請報告の方法の見直し(助成事業の透明性確保)、3 点目が団体指定制度や冠基金制度の見直し(制度の根幹にかかる見直し)、以上の意見を いただきました。

次に、項目番号5ですが、新型コロナウイルス感染症対策活動団体支援協議会によるアンケートを基にした提案についてです。

1点目が活動を展開・拡大する事業への助成枠の新設、2点目が自己負担の撤廃もしく は縮小、3点目が助成対象経費の拡大、4点目が申請・報告の負担を軽減、5点目が団体 の基盤強化につながる助成、以上の五つの提案をいただいております。

次に、項目番号6ですが、事業検討部会から聴取した意見についてです。

さぽーとほっと基金の目的や対象など、大きな方向性を決めて制度見直しを進めるべきである、また、様式や提出書類の変更、追加の際、個人情報への配慮も欠けてはならない、そして、活用されていない被災者支援基金の寄附を別の分野等で活用すべきである、以上のご意見をいただきました。

次に、項目番号7の寄附・助成状況についてです。

グラフをご覧ください。

さぽーとほっと基金では、寄附、助成ともに青色で示した団体指定寄附が多いことが分かります。左側の寄附ですが、その他としているオレンジ色の部分が公募助成として活用できる部分ですが、それほど多くないのが実情で、財政的に余裕があるとは言えない状況です。

寄附額は、令和3年度累計で12億2,000万円に対し、令和3年度末時点の助成金の累計額は8億4,000万円であり、3億8,000万円の残額があるように見えます。しかし、この残額の中には、団体が団体指定助成を受けたが、まだ活用していないもの、また、活用が低調な冠基金の残高が含まれており、実質的にすぐに使うことができる金額は1億円余とそれほど多いわけではありません。

毎年、7,000万円から8,000万円程度の助成を続けていますが、これまでと同じ傾向で寄附が継続するのであれば、助成可能な金額に一定の制約があるのは致し方ない状況であり、助成の上限額や対象経費の見直しにおいては、助成枠全体を増やすために財源としての寄附をいかに増やしていくかなど、幅広い観点から慎重に検討を進めていく必要があるものと考えております。

項目番号8ですが、今後のさぽーとほっと基金の制度見直しについてです。

これまでの各部会の議論及びさぽーとほっと基金の財政状況を踏まえ、事務局としましては、助成金額の上限や助成率、対象経費の拡充や新たな助成枠など、制度の根幹から検討する必要がある事項については、次期市民まちづくり活動促進基本計画の策定に向けた見直しの一環として幅広い観点から慎重に検討を進めることとし、令和5年度についてはさぽーとほっと基金の現行の枠組みの延長で短期に対応が可能と考えられる事項の見直しを行うことを基本とする案を提案いたします。

では、令和5年度に行う具体的な見直し案のご説明に入らせていただきます。

事業検討部会の皆様には11月の部会での説明と重複いたしますが、再確認の意味でよ ろしくお願いいたします。

資料2-1のさぽーとほっと基金の課題及び見直し案をご覧ください。

この資料は要綱等の改正を伴う見直しになります。

順にご説明いたします。

まず、冠基金の取扱いの変更です。

これは、令和3年度にも、一度、促進テーブルで議論いただいた件となりますが、改めてご説明いたしますと、冠基金は、言わばネーミングライツのようなもので、一定以上の寄附の場合に、例えば、200万円のご寄附をいただいた場合、50万円の公募枠で、4年間、寄附者のお名前を冠した基金を設置できるというものですが、様々な要因で当初想定した冠基金の設置期間を過ぎても残高が残ってしまっている場合があることが課題となっております。

この課題に対し、見直し案のとおり、今後、新規に設置される冠基金については、冠基金の使途として指定できる範囲を現行の19分野から大きなくくりの四つの分野までとすること、基金の廃止条件を10万円未満から25万円未満に変更することとし、既存の冠基金設置者に対して、冠基金設置条件の変更について個別に説明し、同意を得ていくこととしたいと考えております。

次に、登録要件の見直しについてです。

こちらは、労働者協同組合の関係です。

令和4年10月に労働者協同組合法が施行されたことを踏まえ、労働者協同組合も、特定非営利活動法人と同様に、さぽーとほっと基金の登録団体の対象となり得ることを明確にするため、見直し案のとおり、要綱を改正したいと考えております。

次に、対象経費の再周知についてです。

現在、さぽーとほっと基金では、原則として、飲食費を対象外経費としているものの、子ども食堂の事業や食育等の体験事業における食材費は、備品費、消耗品費として対象経費として認めていましたが、周知不足等から食材費については対象外経費となると認識しているまちづくり活動団体が多く見られたため、見直し案のとおり、要綱を改正し、募集要項の対象経費の欄に食材費が対象経費となる場合があることを明記するほか、登録団体へメール等で周知したいと考えております。

次に、助成申請時の提出書類の見直しについてです。

審査の際に、参考資料として委員の皆様に提供している団体登録時の団体概要書と構成 員名簿が長期間更新されていないものが散見されるため、見直し案のとおり、申請時の提 出書類として、最新の団体概要書と最新の構成員名簿を加え、適時適切に団体要件につい ても確認する仕組みを整えたいと考えております。

次に、助成申請要件の見直しについて(さぽーとほっと基金の助成を受けている旨の明示)です。

交付決定通知書に同封している書類や札幌市公式ホームページで当該事業が助成金で実施している旨を広報物等に明示するようお願いしていますが、助成事業である旨の明示をしていない団体が散見されるため、見直し案のとおり、助成事業である旨の明示を必須とすることとし、申請様式に同意欄等を設け、申請時に助成事業である旨の明示をする意思確認をすることとしたいと考えております。

次に、事業報告時の提出書類の見直しについてです。

これまでも、事業の経過または成果を証する書類等として、写真や作成したチラシ、成果物の提出を受けていますが、年報の作成に当たっては写真を提供していただいており、また、今後は、助成を受けていることの明示も必要となりますので、見直し案のとおり、募集の段階から事業終了後には、活動の様子を撮影した写真、または、画像データの提出が必要となることを周知してまいりたいと考えております。

なお、提出いただいた写真及び画像データについては、個人情報への配慮をすることと させていただきます。

これら三つの見直しの趣旨としては、より多く寄附を集めていくため、助成を受ける団体やその事業についての情報発信を充実させていくということです。

次のページをお開きください。

各種様式の押印の取扱い変更についてです。

交付申請書や実績報告書への押印を不要とするよう、要綱を改正したいと考えております。

次に、助成申請書及び事業報告書等の様式の見直しです。

資料に三つほど記載しておりますが、これらについては、要綱、様式の適切な記載内容を検討し、団体の負担軽減やより適正な制度運用につながるよう、修正を行いたいと考えております。

なお、このほかにも、今後、何点か修正を行うべきものが出てくる可能性がありますが、 当該資料のこれまで説明しました各事項に伴う様式の変更や要綱改正に係る細かな文言調 整等については事務局に一任していただけるとありがたいと考えております。

最後ですが、公開プレゼンテーションの開催についてです。

今後の感染拡大の可能性を考慮するとともに、事業説明動画によるプレゼンテーション 審査の実施や少額継続事業のプレゼン省略など、検討の幅を広げるため、要綱上、期限の 定めを削除したいと考えております。

次に、緑色で枠に色をつけている資料2-2をご覧ください。

この資料は、いただいたご意見の中で、さぽーとほっと基金の現行の枠組みの大きな変更が必要で、短期的に課題を解決することが難しいため、現時点では要綱等の改正は行わず、運用で対応することが適当と考えられるものをまとめたものです。

順にご説明いたします。

まず、上限額、対象経費、助成率等の拡充ですが、利用団体から、助成上限額、対象経費、特に人件費ですけれども、そして、助成率などの拡大を求める声がありますが、これらを拡大するためには年間2,000万円から3,000万円の追加経費が見込まれますので、寄附がコンスタントに増えなければ制度を改正、拡充することは困難だと考えております。

なお、新型コロナウイルス感染症対策活動については、時限的に、上限額、助成率、対 象経費などを例外的に拡充した運用をしております。

この課題に対する現時点で考えられる解決策ですが、令和5年度については、テーマ指定寄附に指定なしの寄附の一部を振替加算し、令和4年度と同程度の新型コロナウイルス感染症対策支援活動助成を継続し、拡充による事業成果などを検証し、令和6年度以降の助成制度の在り方を検討すること、また、町内会と連携しているという前提条件がありますが、上限200万円で人件費も対象経費としているネットワーク事業というものがありまして、この事業の令和5年度の募集時期をなるべく年度当初にすることとし、より高額な事業型の助成ニーズに応えられるよう、運用を工夫することを考えております。

次に、申請制限についてです。

公募において、同一団体が事業を申請できる上限が累計200万円と設定されており、 令和5年度中に上限に達する団体から制限撤廃を求める声があることが想定されます。

この課題に対する現時点で考えられる解決策ですが、令和5年から6年度に上限に達する団体に対しては、団体指定助成への移行、他の助成制度の利用など、代替の資金調達について丁寧な説明を行うなど、理解を深めつつ、令和6年度以降の適切な制限の在り方を検討していくこととしたいと考えております。

次に、備品、謝礼、役務費(委託)等に関する制限についてです。

事業費全体に比して、備品、謝礼、委託費等が高額過ぎるなど、より効果的な事業執行を促すべきと考えられる事業が散見されます。

この課題に対する現時点で考えられる解決策ですが、引き続き、審査部会委員からの質問や意見を通じ、よりよい助成事業となるよう促していくこと、過去からのよくある質問、意見を蓄積し、あらかじめ利用団体に周知するなど、より効果的な方法を検討することとし、その上で、要綱において、金額や割合など、経費ごとに一定の制限を設ける規定が必要か、令和6年度以降に向けて検討していくこととしたいと考えております。

令和5年度に向けた見直しについては以上です。

次に、令和5年度さぽーとほっと基金の前期公募助成事業についてです。

先ほどご説明した資料2-1の内容を踏まえ、大枠は令和4年度から大きく変えずに実施したいと考えております。

資料3をご覧ください。

令和5年度さぽーとほっと基金助成事業の前期公募についてというものです。

まず、募集期間については、例年どおり、2月中旬から3月上旬の3週間程度を予定しております。

先ほど説明したとおり、要綱としては、公開プレゼンテーションの省略が可能な形に修正を行いますが、現時点では、令和4年度同様、対面での開催とし、公開プレゼンテーション審査日は令和5年4月15日か4月16日を想定しております。

事前にご連絡をさせていただいていたのですが、審査部会の皆様、この日程について、 ご都合はいかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

- ○事務局(木村市民活動促進係長) 両日ともに大丈夫という受け止めをしてもよろしいでしょうか。
- ○武岡委員 連絡はいただいていましたか。今、初めて聞いたように思います。今、手帳がないので、来年度のことは分からないです。
- ○事務局(木村市民活動促進係長) 分かりました。では、後ほどお知らせください。 では、説明を続けさせていただきます。

3番の下の表になりますが、募集枠については、基本的には前年度をベースとして想定 しております。表の上段が令和5年度のこれから進めたいと考えているもので、下段が令 和4年度の実績です。

なお、分野の文化・スポーツ・観光・経済等の振興、子どもの健全育成については、前 年度申請実績を基に変更しております。

新型コロナウイルス感染症対策市民活動については、当該テーマについて協議、検討を 行う市民まちづくり活動促進テーブルの臨時審査部会からの意見を踏まえ、資料3のとお り、前年度と同程度の募集をすることで調整しております。

募集時点で寄附残高が不足する場合は、さぽーとほっと基金内の指定なしの寄附から必要額を振り替えて募集する予定です。

また、東日本大震災及び胆振東部地震等についても、先日の事業検討部会で他の分野等

に活用すべきとの意見もいただいておりますが、今年度まで継続して助成を受けている団体もあり、周知期間を考えると、令和5年度については、令和4年度と同様に継続し、令和6年度に向けた新たなテーマの在り方を検討したいと考えております。

なお、その他の募集内容は前年度をベースとして調整する予定ですが、先日の事業検討 部会でいただいたご意見を基に必要な要綱改正を行い、当該募集要項に改正内容を反映さ せて募集を行います。

以上が令和5年度のさぽーとほっと基金の前期公募についての検討状況です。

根本的な制度の見直しは令和5年度から検討することとなりますので、前期公募については、現行の考え方をそれほど大きく変えず、お示ししたとおりに進めさせていただくこととしてよろしいでしょうか。

事務局からの説明は以上です。

○ 倉知委員長 ただいまの説明についてご質問やご意見をいただきたいと思いますが、資料のボリュームも多いので、順番に参ります。

まず、資料1を基に、資料2-1、資料2-2、資料3へ反映されていると思いますので、資料2-1から順番に聞いていきます。

資料1について何かありましたら、そのときは手を挙げて言ってください。

それでは、資料2-1について、ご質問やご意見がある方は挙手をお願いします。

この見直し案で決まりましたら事務局に進めてもらうことになりますので、この時点で 言っていただくととても助かります。

○石川委員 資料2-1の5番目についてです。

これは武岡委員もよくおっしゃっていたのですけれども、広報物に助成事業である旨の 明示を必須とすることということです。これは、もししていなかったら、するように是正 するということで、していない場合は、そもそも、助成条件を満たさないから、お金を払 わないという認識でいいのですか。

○事務局(大島市民活動促進担当課長) 見直し案のとおり、申請する際の様式に同意欄等を設ける方向で検討しております。

そして、明示についてですが、幅広い方法があると思います。広報物にマークを記載したり、ホームページにマークや文言を出していただくことが考えられますが、そういった形に残るものがない場合でも、何かのイベントを行う際、本日、この行事はさぽーとほっと基金を活用して実施しておりますというようなアナウンスを参加者に対してする、あるいは、その場所に第何回何々会というものを貼るとき、さぽーとほっと基金助成みたいな言葉を入れていただくなど、取り得る方法はいろいろとあるのではないかと思います。

ただ、何らかの形で明示をするということに同意をした上で申請していただくということにしたいということです。

○石川委員 では、結果的にチラシにそういった明示がなかった場合、最終的には、報告 書でイベントの最初の挨拶で助成についてのアナウンスをさせていただきましたと記載し てもらい、それを確認することになるのでしょうか。

- ○事務局(大島市民活動促進担当課長) 今後、写真も提供していただくことにしますので、何らかの形で確認したいとは思っております。また、どうしても明示ができなかったとしても、こうこうこういう理由で明示できませんでしたというようなことを報告していただき、もっともな理由だと認められるかどうかという判断になってくるかと思います。
- ○石川委員では、相当でない場合は支払いをしないという事態もあり得るのですか。
- ○事務局(大島市民活動促進担当課長) 先ほど言ったように、参加者にアナウンスするなど、いろいろな方法があり、そうしたことも含め、全くできないということは相当の理由がないと考えられないかなと思っておりますが、そういった事態が発生し、事務局のみで判断が難しいような場合は委員の皆様にもご意見を頂戴したいと思っています。
- ○石川委員 これはほかの委員の方からも意見がすごく出されていたことなので、徹底してもいいのかなと思います。

また、この後に上限額を増やしてほしいというものもありますけれども、それだったら PRしましょうよという話ですよ。上限額を増やすためには寄附金がたくさんないといけ ないわけで、それだったらみんなで広報しましょうよということだと思いますので、意見 をさせていただきました。

○倉知委員長 ほかに資料2-1でご質問やご意見がある方はいらっしゃいませんか。

(「なし」と発言する者あり)

- 倉知委員長 それでは、資料 2-2 について何かご意見やご質問がある方はいらっしゃいませんか。
- ○武岡委員 我々、審査部会が集まって、日々審査をする中で感じていることを話し合ったもののほか、アンケートをされたのですよね。そして、助成を受けている団体から要望などを聞き取っているわけですが、その間にかなりのギャップがあるなとすごく感じます。

我々は、例えば、経費の使い道、特に人件費なんかはもっと厳しくしたほうがいいという意見を出しました。独立行政法人がやっているような助成だともっと厳しいのですが、 それに比べ、札幌市のさぽーとほっと基金は甘いところがあるので、厳しくすればいいのではないかと考えていたわけですが、アンケートだと全く逆の考えが出されているのです。 これは短期的な課題解決が難しく、今すぐには変えられないというご説明で、そうなのかなと思いますけれども、令和5年度にはぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次に、3番についてです。

200万円の上限に達する団体から撤廃を求める声があり、その解決策として団体指定 助成への移行を促していくとあります。でも、団体指定をどうするかというのは制度の根 幹に係る見直しになるわけです。とはいえ、これも見直しの対象にはなってくるかと思い ますので、この機会に事業検討部会の方にも申し上げておきたいと思います。

団体指定という仕組みについては常にもやもやしています。何かおかしなことになって いるなと思う根元に団体指定という制度があると思っていまして、団体指定に移行してく ださいと言ってしまっていいのかなという不安があります。

以前に受けた説明としては、まず、スタートアップなどで助成を受け、その後、分野・テーマ指定で審査を受け、助成をもらうわけです。ただ、それには200万円という上限があるから、それに達したら自分たちで団体指定を受け、それでやっていってくださいというストーリーといいますか、シナリオを描いているという説明を受けたことがあるのですけれども、今の団体指定の運用を見ていますと、それでいいのかなと疑問に思っていまして、異論を唱えさせていただきたいと思います。

次に、一番最後の4番です。

備品、謝礼、委託費が高額過ぎるということで、我々、審査部会からの意見を書いていただいたわけです。これは令和5年度中に見直しをするけれども、要綱において規定が必要かどうか、令和6年度以降に向けて検討していくというのは非常に腰の引けた表現のように感じていまして、これを令和5年度にやることはできないのでしょうか。

また、例の冠基金を設置している企業が同じ企業グループの市民活動団体に団体指定で 寄附を行うことの是非を審査部会として取りまとめた中に盛り込ませていただいておりま すが、それがないので、その扱いをどのようにされるのか、お伺いしたいと思います。

○事務局(大島市民活動促進担当課長) まず、団体指定の在り方自体の見直しが必要ではないかというご指摘についてです。

まず、さぽーとほっと基金というのは、先ほど武岡委員がおっしゃったように、初歩的な団体がスタートアップを使い、その後、50万円程度の公募の枠を使って、それよりもっとお金がたくさん要るようになったら上限のない団体指定の寄附で永続的にというグランドデザインをかつては描いていました。しかし、コロナを経て、あるいは、クラウドファンディングなど、事業型の資金調達の手段が多様化している現在、さぽーとほっと基金の在り方がかつて描いたグランドデザインのままでいいのかという大きな話になってくると思いましたので、団体指定寄附の在り方も含め、大きい話は先送りというか、腰が引けているというご指摘ですけれども、時間をかけ、来年度から行わせていただきたいと考えているところです。

次に、備品、謝礼、委託費など、細かいところの規定をどうつくっていくかについてです。

これも武岡委員のご指摘のとおり、アンケートでの対象経費をもっと緩くしてほしいというご意見とのギャップがあり、審査部会からのご指摘では、細かい使途の制限といいますか、縛りがきつくなるところもあります。そこで、そこのギャップを埋めるために、Q&A的なものを提供していくなど、段階を経た上での明確な要綱に盛り込むような規定をつくってはどうか、一足飛びには難しいかなということで、令和5年度に関してはこのような案としているところです。

○武岡委員 利用団体にとって使いやすい仕組みはもちろん必要だと思うのですが、団体にとって都合のよい制度とすることとは違うと思うのです。

審査をやっていますと、首をかしげてしまうような申請が出てくるわけです。例えば、 事前の打合せをやりました、時間は1時間です、それで1万円です、活動をやりました、 午前1時間です、午後にやりました、それぞれ1万円ずつです、車を出してもらいました、 渡し切りで1万円ですなど、そうやってどんどん積み上がっていくようなものが中にはあ ったのです。

今言ったようなものは独立行政法人の子どもゆめ基金ではできないわけですが、そうしたものを出してきているわけで、札幌市の仕組みはどうなのだろうなと思ってしまうということです。

団体指定は10分の10の助成ですし、審査をしますとなかなかひっくり返せないのです。変だなと思うものはおかしい理由をちゃんと述べた上で低い点数をつけることもありますが、助成しないとはなりにくく、難しいところがあります。

もう一つ、冠基金と同じ企業グループの件が載っていないことについてはいかがですか。 〇事務局(大島市民活動促進担当課長) 事業検討部会の際にも同じようなご指摘を受け たのですけれども、これも来年度の大きい検討の中で抜本的に考えていきたいと思ってお ります。令和5年度については、対応策の案がありませんでしたので、書いていないとい うのが実情ですが、今後も何も検討しないということではありません。

- ○武岡委員 しつこくて本当に申し訳ないのですけれども、資料1の最後にも書いてありますとおり、市の他部局の助成制度や他都市の類似制度も参照しながらということです。 事務局にはご負担かもしれませんけれども、ぜひ、そういったものもお調べいただき、制度の在り方を基本から考えてみたいなと思っていますので、よろしくお願いします。
- ○倉知委員長 ほかに資料2-2でご質問がある方はいらっしゃいませんか。
- ○石川委員 資料2-2の4番目で要綱を変えなければいけない、大変だとありますが、 要綱の変更に関しては別に議員の決議は要らないのですよね。でも、市長決裁は受ける必 要があるということですか。
- ○事務局(大島市民活動促進担当課長) 札幌市におきまして、補助金に関するものは局長までの専決事項となっているものが多うございます。そのため、議会に諮る必要はございませんが、局長職の決裁を経て変更することになります。
- ○石川委員 組織のことは不勉強ですけれども、要綱の見直しについては課レベルのこと だということですか。
- ○事務局(大島市民活動促進担当課長) 私は課長ですけれども、係長、課長の上に部長がいて、局長がおります。市民文化局は、NPO活動や区役所などを統括していまして、 その市民文化局としての判断になります。
- ○石川委員 えいやと決められないのかなという気もしていました。

結局、個人的には決めの問題だと思っていまして、思い切り明記して、罰則規定というのでしょうか、ペナルティーも決めて、こうなりましたとするやり方もあるのではないかなと思います。これは極論ですが、それに批判などがあれば、それを受けて要綱を修正し

ていくという方法もあるのではないかなと思いました。

- ○倉知委員長 ほかに資料2-2でご意見はありませんか。
- ○池田委員 幾つかのお話が皆さんからあったのですが、これらを受け、市はどういう悩みがあるのか、そして、具体的にこうしたいのだというたたき台はないのでしょうか。

例えば、資料2-2の4では委託費が高額過ぎるとありますよね。では、何が具体的に高額であって、これに対し、市としてはこのぐらいのものが適正であるといったものがないと議論にならないのではないかと思いますし、一つ一つをどうしようといたしますと何十時間あっても時間が足りないと思うのです。

それに、団体指定に安易に行くというのは私もどうかなと思っています。例えば、そうした継続されているものはなぜ200万円だったのか、200万円が終わったら、また次に200万円という枠をつくってもいいのではないかなという気もしているのです。

それも踏まえ、提案する側が出したものに対し、こうだというぐらいのほうがうまくい くのではないかなという印象を受けていまして、これは委員長にもお聞きしたいと思うの ですけれども、いかがでしょうか。

- ○土田副委員長 見直しは令和5年度に先送りというものが結構あるので、今、池田委員がおっしゃったように、ある程度枠を定めて、常識の範囲で、例えば、備品費や謝礼費など、先ほど例を出していただきましたけれども、あんなものではなく、これはこのぐらいにしてくださいというラインはある程度決めてかからないと、令和5年度の審議事項がかなり多くなるのではないかなと私は見ていたのですけれども、どうでしょうか。
- ○倉知委員長 それを決めるとなった場合、いつ、どのように決めることになりますか。 ○事務局(大島市民活動促進担当課長) 決める時期についてです。

先ほどもご説明しましたけれども、令和5年度の前期募集は2月に始めなければなりません。今決めれば間に合うといえば間に合うのですけれども、アンケートでのご意見と審査している側での意見とのギャップがかなりあるということがあります。また、さぽーとほっと基金において、今、5万円以上は備品とし、見積書などを出して申請してくださいとしているのですけれども、10万円を申請する団体にとっての5万円がある一方、団体指定寄附などであれば50万円や100万円を申請することもできるわけですが、そういった場合の5万円でどうなのかなど、一つの制度の中でなかなか難しく、広がりがあるということがあります。みんなが10万円の補助金だったら備品は5万円だ、謝礼は1万円だと一律に決められるのですけれども、そうではありませんので、もう少し議論、検討を深める必要があると事務局としては考えておりまして、今の段階で結論を出すのが難しく、令和5年度に皆様方と検討を深めたいという思いがあります。

○倉知委員長 こちらは払っていいかを決める委員会で、もらう方とは意見が相反するわけですが、その両者が議論する場を考えられないのですか。お互いに言っているだけでは話が進まないわけですが、両者で話し合う場というのは想定されないのかということです。 ○事務局(大島市民活動促進担当課長) 具体的には詰めておりませんが、この後、皆様 にご説明する資料6では、来年度、さぽーとほっと基金の見直しをどのように進めていくかについて書いているのですが、審査部会と事業検討部会のほかに臨時審査部会について書いております。こちらは新型コロナウイルス感染症対策活動団体支援協議会の構成員にもなっていただいている3人の方で、NPOの方やNPOを支援する中間組織の方などが構成員です。現時点では考えておりませんでしたが、助成を受けているNPOや団体をより知る立場の臨時委員の3人の方とも意見交換を一緒にしたいというご要望が多いのであれば、来年度の見直しを進めていく中に盛り込んでいくことも検討可能です。

○倉知委員長 多分、このままだと何も決まらないまま終わってしまうと思います。ただ、 集まっても、話をするだけになり、また進まなくなると思うので、まず、紙ベースでつく り、それぞれの部会の意見を確認した上で両者が集まって話を進めることを計画に組み込 めるのであれば、スケジュールに組み込んでいただきたいなと思います。

この先、基本計画という大きいものが立ってしまうと、またどんどんずれ込むかと思いますので、大きいものが決まる前にやっていけるようなスケジューリングを検討していただけたらと思います。

○池田委員 私も委員長の意見に賛成です。

このままだと話は全然進まないし、決まらないと思うのです。また、どういう意図で出 されているかも全く分かっておりません。

例えば、先ほど言ったように、事業が100万円で、備品が5万円の人もいるわけです よね。事業が100万円で、50万円の備品があったとします。でも、基本的な考え方み たいなものがあると思うのです。例えば、備品は3割以内、人件費は何割以内という枠組 みですね。ただ、そうした場合、例外も必ず要ります。

前にほかのところであったのですけれども、有名な方をお呼びし、それを起爆剤として 事業を行いたいという若者たちの事業があって、事業費50万円に対し、30万円がその 人の旅費などだったのです。そのとき、事業費に対して6割から7割を人件費に使ってし まうというのはどうだとなったのです。でも、趣旨からいくとそれは容認しなければなら ないわけです。

このように、基本的な枠組みがあったにせよ、例外の幾つかのパターンもあると思うのです。そういったものを提示してもらうことのほうがこの議論は進むのではないかという気がします。できれば、具体的な事例も出してもらいたいです。このときはこういう運用をしていますというものですね。そのように進めないと、年末の貴重な時間を割き、みんなが集まっているわけだから、もうちょっときちっとした提案をしていただきたいなと思います。

○ 倉知委員長 審査部会ですと武岡委員が子どもゆめ基金のことをよく例に挙げられます よね。そうしたものをベースに例示をつくっていただければいいですね。やはり、ベース がないと困りますね。

審査部会からもそうした意見が出ていたと思うのですが、できますか。具体的な例を示

していただき、例外はその後に考えればいいということです。定款

○事務局(木村市民活動促進係長) 具体的な例を挙げられていないことに対してご指摘をいただいておりますが、謝礼については私どもも検討してきたということをお話しさせていただきます。

謝礼を決めるに当たり、1日1万円だろう、もしくは、1時間1万円だ、あるいは、内部の人間には支給すべきではないといったご意見を審査部会の皆様からいただきました。そのときの最終的な落としどころといいましょうか、結論としては、線を引くことで難しい事業も出てくるのではないかということになったと記憶しております。池田委員がおっしゃっていたように、事業の性質上、人件費が高いスペシャルな人を呼ぶことが目的の事業もあり得るだろうということです。謝礼については、その必要性を考え、審査のうえで決定していくものなので、数字の決めではなく、実際に聞いてみる必要があるというお話があったと受け止めております。

数字を決めるということになるのであれば、それはそれほど時間をかけずに決めることはできると思います。ただ、この点については、皆さんのご意見もお伺いしてからだと思っておりました。また、そういったことを審査のときに申請団体に聞いていただく、聞きやすい状況にするということで、最終的には数字ではなく、必要性を認め、審査を進めていくものになるのかなと考えており、そうなると何万円という数字の基準はすぐには作れないなと思って繰越しとさせていただいたのです。

一方、今、池田委員からありましたとおり、まず、基本はこれだという枠組みを示した上で、例外はこういうもので、そうした場合は説明を求めるというやり方もあるなと思いましたので、今後はそうしていきたいと思っています。ただ、数字がなかなか引けなかったものの、謝礼について検討したということだけはご承知おきいただきたいと思います。○倉知委員長 審査のときに聞くより、何かをつくっておいたほうがお互いに安心しますし、判断基準も明らかになるかと思います。例えば、それをつくり、活動支援団体にもそれを示した上でどう思うのかの意見を聞いてもいいと思います。やはり、何もないと進まないので、できればそういうものをつくっていただけたらと思います。そして、意見を聞いた上でお互いに集まる機会があれば会議を予定していただければと思います。やることがいろいろとあり、大変だと思いますが、よろしくお願いします。

他に何かありませんか。

- ○武岡委員 先ほどは聞き逃してしまったのですが、要綱の決裁権者は局長ですか。
- ○事務局(木村市民活動促進係長) そうです。
- ○武岡委員 分かりました。

もう一点、事前に送っていただいた資料をざっと見たのですが、はっきりしなかったところがあります。アンケートの取りまとめのところにNPOサポートセンターの方のお名前が出ていたように思うのですけれども、どういう経緯で行ったのでしょうか。

○事務局(木村市民活動促進係長) まず、札幌市もその中に入っていますが、支援協議

会というものがあります。新型コロナウイルスの関係で事業が進められない団体もいたわけですが、そうした団体を支援する目的で設置したものとなります。

構成メンバーとして中間支援組織である北海道NPOサポートセンターが入っているのですけれども、そこが実施したアンケートです。ですから、支援協議会の構成員のNPO 法人であるNPOサポートセンターが実施したということです。

○事務局(大島市民活動促進担当課長) 補足いたします。

支援協議会とは、今のコロナ禍において市民活動をどうサポートしていくかを協議する場ですけれども、そこから札幌市に意見をいただくということも含めて業務委託をさせていただいておりまして、その業務の一環としてアンケートを行ったということです。

- ○武岡委員 つまり、札幌市からの業務委託でアンケートをなさったということですね。 そのアンケートの内容を我々がどの程度配慮すべきかが分からなかったものですからお 聞きしました。
- ○倉知委員長 ほかに資料2-2で意見のある方はいらっしゃいませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○ 倉知委員長 それでは、資料 3 についてご意見やご質問がある方はいらっしゃいませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○倉知委員長 それでは、議題 (1) については、今出されました皆さんのご意見やご質問を踏まえ、事務局としては課題や宿題になってしまったものがありましたが、それについては対応していただくとして、さぽーとほっと基金の見直し及び令和5年度さぽーとほっと基金前期公募については事務局の説明どおりに進めてもらうこととしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○倉知委員長 それでは、事務局案のとおりに決定いたしました。

次に、議題(2)の第3期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画の進捗状況についてです。

事務局から説明をお願いします。

○事務局(木村市民活動促進係長) 計画の進捗状況の説明に先立ち、今年度、新たに委員になられた方も多いので、改めて現在の第3期基本計画の概要を説明いたします。

お手元の概要版第3期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画をご覧ください。

まず、1ページの冒頭の基本計画の目的です。

札幌市市民まちづくり活動促進条例に基づき、市民、事業者、市が連携・協力してまちづくりを担い、豊かで活力ある地域社会の発展に寄与することとしておりまして、この目的の実現に向け、活動促進施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

次に、その下の基本計画の位置づけです。

札幌市自治基本条例第23条に市民によるまちづくり活動の促進が規定されており、第

23条に基づいて、札幌市市民まちづくり活動促進条例が定められ、さらに、促進条例に 基づいてこの基本計画が作成されているという位置づけになっております。

また、札幌市まちづくり戦略ビジョンの個別計画という位置づけにもなっております。 この戦略ビジョンというのは、まちづくりの指針であり、札幌市のまちづくりの計画体系 では最上位に位置づけられる総合計画です。

第3期基本計画は、平成25年度から令和4年度までの10年間のビジョンに基づいておりますが、令和4年度から13年度までの第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン(ビジョン編)が令和4年10月に策定されたところであり、今後はこれを踏まえていく必要があります。

さらに、個別計画には、さっぽろ子ども未来プランなど、幾つかあるのですけれども、 こういった各分野の関連計画とも整合性を図っております。

次に、その下の基本計画です。

第3期基本計画は、平成30年度に検討を行い、令和元年5月に策定、公表した令和元年度から令和5年度までの5年間の計画となっております。

3ページをご覧ください。

こちらの見開きは、第2期の平成26年度から30年度の計画の総括でして、本日は説明を割愛させていただきます。

5ページをご覧ください。

冒頭にご説明した市民まちづくり活動促進条例で定める豊かで活力ある地域社会の発展を目的に、①の参加促進、②の運営体制強化、③の連携促進の三つの基本目標を定めており、それぞれに成果指標を定め、達成状況を管理することとしております。

基本計画に関する説明は以上です。

次に、第3期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画の進捗状況について、令和3年度 の結果を中心に確認していきます。

お手元の資料5の第3期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画の進捗状況をご覧ください。

まず、基本目標1の参加促進です。

成果指標の市民まちづくり活動に参加している人の割合は、平成29年度の83.1% から、令和3年度は86.4%と、3.3ポイント増となりました。町内会加入率は、平成29年度の70.99%から、令和3年度は69.62%と、1.37ポイント減となりました。

令和3年度の主な取組結果ですが、市民活動サポートセンターによる参加促進のための 情報発信を実施しました。

メールマガジンの配信、情報誌発行及びYouTube配信等により、市民まちづくり活動及び 当該活動を行う団体の取組に関する情報を発信し、市民の市民まちづくり活動への参加を 促進しました。 令和4年度の主な取組実施状況ですが、町内会等への参加促進啓発を実施いたしております。札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例の令和5年4月1日の施行に向けて、C Mや各種広告媒体、SNS、YouTubeなども活用し、町内会等への参加についてのPR活動を実施しております。

今後に向けては、資料に記載したとおり、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン(ビジョン編)の基本目標及び目指す姿の実現に向け、取組を進める必要があります。

次のページをご覧ください。

基本目標2の運営体制強化です。

成果指標の団体登録数は、平成29年度の2,758団体から、令和3年度は2,23 5団体と、276団体減となりました。

これについては、市民活動サポートセンター登録団体とさぽーとほっと基金登録団体において、休止状態の団体へ連絡の上、登録削除を実施しており、それで減少したものと考えております。

令和3年度の主な取組結果です。

目標2-2の人材育成の取組の一例ですが、既に活動している団体の組織力強化のため、 サポーター養成講座を開催しました。令和2年度に引き続き、団体への派遣は中止し、オ ンラインでの開催となっております。

令和4年度の主な取組実施状況ですが、市民まちづくり活動団体に対する拠点施設での 支援を実施しております。また、市民活動サポートセンターに加えて、市民活動プラザ星 園において、貸し事務所、貸し会議室など、活動の場を提供しております。

なお、市民活動プラザ星園では、資料に記載されているとおり、令和5年度に次期管理 運営団体を公募する予定です。

今年度、市民活動サポートセンターの指定管理者の更新に当たっては、武岡委員に選定 委員としてご協力をいただきました。ありがとうございました。

星園についても、前回の公募をしたときと同様に、促進テーブル委員の方の中から選定 委員をお願いさせていただくことを考えておりますので、あらかじめご承知おきください。 そのときはよろしくお願いいたします。

今後に向けては、資料に記載したとおり、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン(ビジョン編)の基本目標及び目指す姿の実現に向け、取組を進める必要があります。

次のページをご覧ください。

基本目標3の連携促進です。

成果指標の連携している市民まちづくり活動団体の割合は、調査未実施となっております。企業参加活動数は、平成29年度の1万4,088社から、1万4,611社と、523社増となりました。

令和3年度の主な取組結果ですが、さっぽろまちづくりスマイル企業認定制度をご説明 いたします。 これは、地域のまちづくり活動に取り組む企業を認定する制度で、令和4年3月現在で54社を認定しております。令和4年度の主な取組実施状況ですが、地域課題解決のためのネットワーク事業をご説明いたします。

これは、NPOと町内会との連携事業に対する補助やマッチング支援を行う事業で、令和4年度は前年度からの継続採択事業を含めて6事業への補助金交付を行う予定です。

今後に向けては、資料に記載したとおり、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン (ビジョン編) の基本目標及び目指す姿の実現に向け、取組を進める必要があります。

事務局からの説明は以上でございます。

○倉知委員長 ただいまの説明に対してご質問やご意見のある方はいらっしゃいませんか。 ○山口委員 まず、第3期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画の進捗状況についてで す。1の参加促進の市民まちづくり活動に参加している人の割合が86.4%ということ でしたが、何のまちづくり活動に参加している人の割合なのかをお聞きしたいと思います。

次ですが、2枚目の運営体制強化のところでは、今後の課題、今後に向けてということで、区役所やまちづくりセンターが拠点となって様々な活動が推進されていますとあります。しかし、現状、区民センターはコロナワクチンの接種会場になっており、借りるのがかなり厳しい状況になっているかと思います。そこを拠点として活動していますということとは実態が反しているのかなと思いましたので、お伺いします。

次に、連携促進についてです。さっぽろまちづくりスマイル企業認定制度については初めて聞いたので、教えていただきたいのですが、どういう基準で企業を選定しているのでしょうか。

○事務局(大島市民活動促進担当課長) まず、1点目のまちづくり活動に参加している人の割合についてです。米印の1に書いてあるのですが、市民意識調査ということで、ある一定の方を対象にアンケート調査をしておりまして、自分が参加していると答えた方が8.6.4%いるということです。

なお、市民まちづくり活動の定義づけについては、まちのために公益的になるよい活動と広く捉えているので、ごみの分別をちゃんとしているといったことも選択肢の中にありまして、それも含めて参加している、活動しているという方が86.4%いるということです。

次に、2点目の拠点施設での支援についてです。今、コロナに関係し、まさに市民活動 サポートセンターが入っているエルプラザも、区民センターと同様、ワクチン会場となっ ております。そして、一時期、緊急事態宣言の期間やまん延防止等重点措置の期間には休 館させていただき、拠点としての機能を十分に果たせなかった時期も確かにご指摘のとお りあったかと思いますが、今後はコロナ禍にあっても活動の場をどれだけ担保していくか も重要な課題だというご指摘として受け止めさせていただきます。

次に、3点目のさっぽろまちづくりスマイル企業認定制度についてです。あまりまだ知られていないということですが、令和元年度に新しく創設した制度でして、まちづくりに

積極的に取り組む、この制度に認定されたい企業を公募し、どんな活動を何回したかの報告を年度末に出していただくのですが、それが一定の基準に達しますと、参加した活動の回数や割合に応じ、赤やシルバーやゴールドのマークで認定するものです。

(団体名)にもご参加をいただいていますが、大規模な企業と中小企業では基準となる数にも若干の差を設けており、中小企業でも取組やすいよう、制度設計をしております。

手元に資料がないので、詳しい回数などは申し上げられないのですが、概略としてはそうしたことで、特に業種などを限るものではなく、広くやりたいと思ってくださった方の立候補から始まるものです。

- 〇山口委員 なぜお聞きしたかといいますと、ここにそれぞれ令和5年度の目標があるのですが、今の水準とかなり乖離しているからで、これを達成するためにそういったことを考えていかなければいけないのかなと思いました。
- ○倉知委員長 ほかにいかがでしょうか。
- ○千田委員 2ページの目標2の運営体制強化のところについてです。

先ほど、まちづくり活動情報サポートサイトへの登録団体数が令和2年度から令和3年度で276団体減っていることについて、活動休止団体へ連絡を取り、活動をされていないところは削除されたことの結果ということのお話がありましたが、連絡し、休止されているところを削除する作業というのは令和3年度中に行われたのでしょうか。

といいますのも、その前の令和元年度から令和2年度でも、202団体ということで、 最初の平成29年度から一度も増えずに減少傾向で、ここ二、三年は特にということだっ たので、気になっています。

- ○事務局(木村市民活動促進係長) 両方ともそれぞれ精査といいますか、状況を確認したのですが、残念ながら減ってしまっていたということです。
- ○事務局(大島市民活動促進担当課長) 今のご指摘は市民活動サポートセンターの登録 団体ということで、まさにこの施設を利用していただく方に登録していただいているので すが、2年で更新する必要があります。しかし、ちょうどコロナが始まりまして、それも あっての落ち込みも大きいのではないかと考えております。
- ○千田委員 きっと市内で活動されている認証NPO法人の方々は、このサイトに登録を していなくてもカウント対象になっているのですよね。三つの重複しているところを省い て数えているのですよね。
- ○事務局(大島市民活動促進担当課長) はい。
- ○千田委員 では、法人として認証されていないNPOで、まだ登録されていないところ もまだあるでしょうから、今後はそこに登録のアプローチをしていくということでしょう か。
- ○事務局(大島市民活動促進担当課長) はい。
- ○倉知委員長 ほかにご質問やご意見がある方はいらっしゃいませんか。
- ○池田委員 1ページの先ほどお話もありました参加状況の86.4%についてです。

先ほど聞きましたら、全体で86%というのはすごくハイレベルな数字だなと思っていたのですが、ごみの分別までも含めているということなのですよね。だとすると、何に参加しているのかを理解しておく必要があるのではないかと思うのです。つまり、ごみの分別をしている人の割合が3割で、積極的に地域のまちづくりに関わっている人がどのくらいでということを知る必要があるのではないかということです。

そう考えたとき、ごめんなさい、このまちづくり活動促進テーブルとしてはこれを見て何をすればよかったのでしょうか、教えていただきたいと思います。何をするかによって分析が必要になってくるのかなと思ったものですから、お聞きしたいと思います。

要するに、委員会と進捗状況との関係と我々は何をすればいいのかということです。

○事務局(大島市民活動促進担当課長) 市民まちづくり活動促進テーブルの大きな役割の一つに、来年度がそうですけれども、計画をつくるに当たり、基本的方向性はどのように定めたらいいのかを諮問させていただくということがあります。

つまり、計画をつくるとき、次の5年間はどういう目標で、札幌市としてどう取り組んでもらいたいかについてご意見を伺いまして、その後、札幌市では、この計画に基づき、ここまで進んでいますというご報告をさせていただきます。そして、進捗がはかばかしくないようなものについて、こうしたらいいのではないか、次に計画をつくるときには違うアプローチをしたらいいのではないかなどのご意見を伺えますと、次の計画策定に生きてくるかなと考えております。

- 〇池田委員 そうであれば、冒頭に申したように、1ページの86.4%というのがどういうものと関わりを持っているのかが分からないと、どういう話をしていいかが分からないと思うのですけれども、いかがでしょうか。
- ○事務局(大島市民活動促進担当課長) 本日、意識調査の設問やその設問にどのように お答えいただいた方がどれだけの割合いるかという内訳は持ち合わせておりませんので、 3月に予定しております事業検討部会までの宿題とさせていただきたいと思います。
- ○倉知委員長 私からも質問します。

事業検討部会は、活動の根幹となる基本計画をつくるに向けて会議をやられるではないですか。今まで、第1期、第2期、第3期とやってきたわけですが、第2期や第3期のときの目標に参加というものがあって、参加促進のところが何%だったかみたいなものが出てきていると思うのです。例えば、これではよく分からず、基本計画のところでこの割合を調べましょうという質問が出されたら、はかるものを変えることもできるのですか。

今は、あくまでもこの基本計画に基づいての実績がこれだというだけであって、検討部会で次の基本計画を立てるとき、これではなく、違うものを知りたいとなったら指標も変わるのかということです。

- ○事務局(木村市民活動促進係長) そのとおりです。
- ○事務局(大島市民活動促進担当課長) こちらのページでは、先ほど説明を割愛させていただいた第2期の総括のところに目標の成果指標について書いてあるのですけれども、

第3期とはまた違う指標となっております。もちろん、継続し、5年、10年、15年と 追っていくという側面もありますが、新たな観点でというご意見が多ければ、そういった ことも検討すべきものとなります。

- 倉知委員長 ほかに何かご質問やご意見のある方はいらっしゃいませんか。
- ○武岡委員 個別計画の上位に総合計画が位置づけられるわけですけれども、市民まちづくり活動に参加している人の割合 9 5 %を目指すというのは、例えば、新しくなったまちづくり戦略ビジョンの中には盛り込まれているのでしょうか。
- ○事務局(大島市民活動促進担当課長) 総合計画はビジョン編と戦略編の2本立てになっているのですけれども、まだビジョン編までしかつくられておりません。それは目指すべき姿みたいなビジョンなので、ざっくりとした目標になっています。この後、戦略編というより詳しいものができ、それに基づくアクションプランの段階で同じように目標を定めることとなります。
- ○武岡委員 先ほどのご説明をお聞きして、そもそも、95%の目標というのはえらい高いなと思っていましたら、ごみの分別をしていてもまちづくり活動に参加しているとカウントするという説明でしたね。しかし、そうしたごみの分別も広域的なまちづくりの活動としてカウントしていいのだろうかという疑問を持ちました。
- 倉知委員長 ほかにご質問やご意見のある方はいらっしゃいませんか。
- ○池田委員 95%というのはどなたが決めたのですか。この委員会が決めたのであれば、 それはいつ決めたのかなと思ったのですけれども、その辺も含め、説明をいただければと 思います。

それに、参加状況については議論が要ると思うのです。日常生活の中で協力する、市民参加するというものもあるでしょうし、助成金をつけるという積極的な意味合いでまちづくりに参加するなど、二つか三つになるかは分かりませんけれども、そういうふうになると思うのです。その中での割合がないと、基本計画の進捗状況を見て、何か意見を下さいということにはならないような気がするのですけれども、いかがでしょうか。

○事務局(木村市民活動促進係長) まず、どのタイミングで誰が95%と決めたのかについてです。

平成30年度中にこのテーブル会議にいた委員の皆様からの意見もいただき、決めております。ですから、委員の皆様、もちろん、事務局も含んでいますけれども、委員の皆様もそうだねということで決めたものです。

次に、市民参加の割合について、これが一般的な市民活動と呼べるのかどうか、また、 明らかに積極的な活動をしているものとの区分けが必要ではないかということですが、お っしゃるとおりかと思います。

今、何も資料等を持ち合わせていないのですが、現状としては、ごみの分別やごみ拾い、 あるいは、寄附をするということがあり、さぽーとほっと基金の流れで言いますと、寄附 していただいたものが最終的に団体の皆さんの活動の助成になっていることから、活動を 促しているという循環の観点から寄附についてもカウントしております。

ただ、この場でちょっとそれはというお話が、次年度に考えていくとき、大きなくくりの指標ではなく、別のものがふさわしいと皆さんがお考えになるのかもしれません。今回は、そう決まったものの数字だけをお示しし、ご意見をお伺いする形としてしまって申し訳ありませんが、現状としてはそれ以上の説明ができない状況です。

- ○土田副委員長 要するに、目標値が非常に高いのは結構ですけれども、80%以上というのは非常に高い目標だと思うのです。毎回、項目は同じなのですか。平成29年度、30年度、令和元年度と、項目は全て同じなのですか。
- ○事務局(大島市民活動促進担当課長) 項目は平成29年度からは同じです。 ただ、補足でご説明したいと思います。
 - 3ページをご覧ください。

第2期の平成26年度から平成30年度の基本計画のときも同じく市民まちづくり活動に参加したことのある人の割合という成果指標があるのですけれども、平成25年度は32.4%でした。そこで、途中で設問を変え、今の8割に近い数字になったという経緯がありまして、池田委員の先ほどのご指摘のとおり、もっと絞り込んだまちづくり活動への参加を聞いていた時代もかつてはありました。

- ○倉知委員長 ほかにありませんか。
- ○石川委員 同じようなテーマのことで申し訳ないのですけれども、今のごみ分別のこと についてです。

確かに、2ページにまちづくりの定義が書いてありまして、それとパーセンテージがリンクしていると思いますし、確かに、そこにごみの分別も入っているわけです。

ただ、気になったのは節電です。これもごみの分別と同じようなもので、項目としては どうなのかなと個人的には思っていました。また、除雪も入っていますよね。しかし、除 雪にもいろいろとあると思うのです。自分の家の敷地を除雪することがまちづくりになる のかということもあります。

私も最初にこの資料を見たとき、80%を超えているのはすごい数字だなと思ったのです。要するに、10人中8人が活動しているということですよね。ただ、もしかしたらこれが一般的な自治体が考えるまちづくりの定義なのかなと思っていたのです。先ほど宿題が出されていましたが、自治体の考えるまちづくりとはこういうものが一般的なのかについても調べてきていただければなと思います。

それから、概要版にある節電や除雪についてです。私は、まちづくりはかなり広範囲に認めてもいいと思っていて、盆踊りに参加しただけでも十分だとは思っているのですけれども、分別や節電や除雪という個人のレベルで行われているものについては気になりましたので、数値をどのように取っているのかは明確にしたほうがいいのかなと思いました。 〇事務局(木村市民活動促進係長) 一般的なまちづくりの定義を調べ、報告させていただきたいと思います。 ○倉知委員長 ほかにご質問やご意見のある方はいらっしゃいませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○倉知委員長 それでは、引き続き第3期計画の取組を推進していただきたいと思います。 また、事業検討部会の方は市民まちづくり活動促進基本計画の策定に関する意見を述べ ることも重要な役割になっていますので、第4期基本計画を策定するときには今疑問に感 じた点なども意見で述べていただければと思います。

それでは、ここで10分間の休憩とします。

「休憩」

○倉知委員長 それでは、再開いたします。

次に、議題(3)の次期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画の策定についてです。 事務局から説明をお願いします。

○事務局(木村市民活動促進係長) 次期基本計画に合わせ、さぽーとほっと基金の見直 しも進めていく予定でありますので、促進テーブルでの今後の議論の進め方とスケジュー ルについてご説明いたします。

資料6の次期基本計画策定・さぽーとほっと基金見直しに向けた促進テーブル開催スケジュール案をご覧ください。

この資料は、現時点の案であり、今後、変更となる場合があることをあらかじめご承知 おきください。

まず、12月の本部委員会は本日開催しているものになります。

この後、正式には令和5年度に入ってから本部委員会で計画について諮問させていただく予定ですが、それですとあまりにも検討期間が短くなってしまいますので、3月に事業検討部会を開催し、第3期基本計画の振り返りや令和5年4月に施行する町内会ささえあい条例やそれを踏まえた事業などについてご説明をさせていただき、ご意見を頂戴したいと考えております。

新年度に入りまして、令和5年5月頃に本部委員会の開催を予定しております。ここで 今後の計画の基本的方向性について委員会に諮問をさせていただきます。そして、委員会 の中で第3期計画の振り返りと第4期計画の基本事項を検討していただきます。

その後、アンケートやワークショップを実施し、幅広く市民の方のご意見もいただきながら、その結果も踏まえて、今度は7月頃から事業検討部会の開催を3回程度を予定しております。あわせて、さぽーとほっと基金を通じた活動団体への財政的支援の在り方についても検討してまいりたいと考えております。

その後、本部委員会でも答申案と第4期計画の方向性を確認し、10月頃の答申という 流れになります。答申を受けましたら、市の内部でも検討、調整をさせていただき、基本 計画の素案を出させていただきます。そして、パブリックコメントを踏まえ、2月もしく は3月に基本計画の最終案を決定し、令和6年4月には基本計画を確定させたいと考えています。

3月の事業検討部会、また、令和5年度第1回本部委員会までに詳細を詰めていく中で変更もあるかと思いますが、新年度はタイトなスケジュールの中でご検討をいただくことになりますので、委員の皆様には早めに方向性をお伝えし、ご理解とご協力をいただきたいと考えております。

- ○倉知委員長 ただいまの説明に対してご質問やご意見のある方はいらっしゃいませんか。 ○千田委員 先ほどの資料2-2の部分が一番右の縦のスケジュールに入ってくるという ことだと思うのですけれども、検討し、実際に大きく変更していくというのは8月から1
- ○事務局(木村市民活動促進係長) そうです。

2月の矢印の中で行われるようなイメージでしょうか。

- ○千田委員 2月の募集にこれが反映されることになると思うのですけれども、スケジュール的には四角く入っている事業検討部会のところで決定というイメージでしょうか。
- ○事務局(木村市民活動促進係長) まず、資料 2-2 の全体的に令和 5 年度中に検討というところは 8 月から本格的にという感じになろうかと思います。私たちは 5 月から動き、皆様にご意見をいただくことも想定しているのですが、資料 2-1 のここの部分については、 2 月には募集していくという関係で、先ほどこの部分の改正をしたいというお話を差し上げていましたが、今日で一旦おしまいと考えておりました。
- 〇千田委員 資料 2-1 のほうは令和 5 年 2 月の募集のものに反映されるということですよね。
- ○事務局(木村市民活動促進係長) そうです。
- ○千田委員 資料2-2のほうに関してはいかがですか。
- ○事務局(大島市民活動促進担当課長) 千田委員のご指摘のとおり、2024年2月に募集をかけますが、2023年12月、ちょうど1年後ぐらいには次の年度はどうしましょうということについて結論を出すことになります。

ここには事業検討部会を置いているのですが、場合によっては10人の皆様が集まって 本部委員会を行うこともあり得るかと思います。ただ、さぽーとほっと基金の大きいほう の見直しの議論の終着点としてはそこを目指しているということです。

- ○倉知委員長 ほかにご質問やご意見等がある方はいらっしゃいませんか。
- ○武岡委員 今のご説明の中で、2023年12月、資料6では事業検討部会と書いてあるのですけれども、必要によっては本部会にして、審査部会の我々も参加できるようにしていただけるということでしたが、それはぜひお願いしたいと思っています。

ふだん、審査部会と事業検討部会は全く別々に活動をしており、審査については審査部会が毎月担当し、半年ごとにプレゼンテーションもやって、いろいろと思うところもありますので、事業検討部会ではなく、本部会にしていただきたいと思います。

○事務局(木村市民活動促進係長) 分かりました。本部委員会開催という方向で進めた

いと思います。

○倉知委員長 ほかにご質問やご意見がある方はいらっしゃいませんか。

(「なし」と発言する者あり)

- 倉知委員長 それでは、説明のあったスケジュールをご確認の上、各自ご予定の調整を お願いいたします。
 - 3月の事業検討部会はメールか何かで連絡が行くと考えていればよろしいのですよね。
- ○事務局(木村市民活動促進係長) そのようにさせていただきます。
- 倉知委員長 なお、ご質問やご意見を含め、宿題として投げたものに対する回答についてもメールか何かで教えていただけますか。
- ○事務局(木村市民活動促進係長) 時間的なものとかもあるのですが、メールがふさわしいもの、もしくは、時間を置いてといいましょうか、お会いしてご説明させていただいたほうがいいかなと思うものについては次の集まる場でご説明することも考えさせていただこうと思います。返答方法については検討のお時間をいただければと思います。
- ○倉知委員長 分かりました。

本日の議事は以上になりますが、委員の皆様からほかに何かありませんか。

○妻倉委員 感想ということで何点かお話しさせていただきます。

いろいろなことを変えていく、例えば、さぽーとほっと基金の規定など、第4期基本計画で変えるものもあるかと思いますが、審査会で検討している中で疑問に思うこともあります。

恐縮ですが、それなりにいろいろと考え、お集まりいただいた委員の方々もそれなりのお仕事をされていている中でもいろいろなことを検討していますので、局長まで行くということで、多少の時間はかかるとは思うのですけれども、次期基本計画まで待たずにいろいると変えていったほうがいいと思っています。

本音を言うと、言葉は悪いですが、このままこの1年もやもやした気持ちで審査するのかなと思っていました。審査部会のメンバーが疑問に思うことは、多分、市民の方々も疑問に思うものではないかなと思います。特に、先ほどもご意見がありましたが、補助金をもらう側はいろいろなことを要望します。それと相反する、全く逆の立場に審査会があります。そこのギャップは埋めないといけないと思いますが、別に助成金を申請する側のほうに歩み寄る必要はないかなと思います。大切なのは、さぽーとほっと基金が何のためにあるか、どういうふうに活用してほしいのかをきちっと伝えていくことだと思いますので、審査会のメンバーの気持ちも酌み取ってくれたらいいなと思います。

また、資料5に令和5年度の目標ということでパーセンテージが1ページから3ページ まで載っております。今後に向けてパーセンテージをどう上げていくかについて文章で書 かれていますが、それを達成できるのかどうか、できたらもう少し達成できそうな数字が いいかなと思います。

前にこの数字を決められたときにはそういう状況だったのかもしれないのですが、コロ

ナ禍でいろいろなことが落ち込んでおりますので、多少は目標が下がってもいいのかなと 思っています。

- ○事務局(木村市民活動促進係長) いただいた意見を踏まえて進めてまいりたいと思います。
- ○倉知委員長 ほかに何かありませんか。
- ○武岡委員 さぽーとほっと基金についての質問です。

NPOや市民活動団体の代表者や関係者がさぽーとほっと基金の団体指定を使い、自分が代表を務めている、あるいは、社員になっているNPO法人に寄附するということは可能なのでしょうか。そして、もし可能なら、そういったケースが実際にあるのかどうかを教えてください。

○事務局(木村市民活動促進係長) まず、NPO団体に加盟している方が、社員など、いろいろなのでしょうけれども、団体指定寄附をできるかどうかについてです。

まず、市民という枠組みから団体指定寄附をすることは可能です。

そして、今、資料等がないですし、詳しくは存じ上げていないところもあるのですが、 関係しているところに寄附しているかどうかについては、何とも言えませんが、例えば、 私がそういった団体に加盟していたとして、寄附をしようと思ったとき、その団体に団体 指定寄附はできます。

件数も件数なので、少なからずそういった可能性はあるのではないかと思っております。

○倉知委員長 ほかに何か話しておきたいことがある方はいらっしゃいませんか。

(「なし」と発言する者あり)

- 倉知委員長 ないようですので、議事を終了いたします。 連絡事項についてですが、事務局から何かありますか。
- ○事務局(木村市民活動促進係長) 先ほど倉知委員長からもお話がありましたが、3月の事業検討部会の時期等についてはこれから調整させていただき、皆様にご予定をお伺いした上で開催日を調整したいと思っております。今日、この時点では申し上げられず、申し訳ありませんが、後日、連絡させてください。
- ○倉知委員長 ありがとうございます。

事務局の連絡事項について質問等がある方はいらっしゃいませんか。

(「なし」と発言する者あり)

3. 閉 会

○ 倉知委員長 それでは、以上をもちまして令和4年市民まちづくり活動促進テーブル第 2回本部委員会を閉会いたします。

今日は、お疲れさまでした。

どうもありがとうございました。

以 上